

【選手・チーム関係者用】

沖縄県社会人バスケットボール連盟

新型コロナウイルス感染症に係る大会実施ガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、大会開催において、感染拡大のリスクを極力排除する環境構築を基本方針とすることで、選手・チーム関係者・審判・運営スタッフ及びそれらの方の家族の健康・安全を最優先とし、政府や上位団体のガイドラインに基づき作成したものです。

2. 大会の開催について

大会開催に当たっては、下記が確認できた場合に開催します。ただし、大会期間中に県内にて感染リスクが高まる可能性がある場合と判断した場合は、大会を中止いたします。

- (1) 大会前後の健康観察確認（2週間前からの検温等対策）
- (2) 開催期間・時間（同一空間での滞在時間等対策）
- (3) 開催会場（換気の状態等対策）
- (4) 開催規模（参加人数等の対策）

3. 参加各チームにおける感染防止対策について

(1) 「感染対策責任者」の設置とチェックシートについて

各チーム、選手・スタッフ及びチーム関係者の大会前 2 週間における起床時の検温及び下記の健康観察を行い、参加する日ごとにチェックシートに記入し本部席へ提出します。

☆平熱を超える発熱がない。（概ね 37.5℃以上）

☆咳・喉の痛みなどの風邪症状がない。

☆だるさ（倦怠感）や息苦しさ、体が重く感じる、疲れやすい等がない。

☆味覚・嗅覚の異常がない。

☆同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいない。

☆過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない。

(2) マスクの着用について

☆来場者は原則としてマスクを着用します。ただし、試合前の練習及び試合に出場する選手及び審判はマスクを外します。

☆チーム関係者及び TO・コミッショナーは試合中もマスクを着用します。

☆熱中症対策のため、マスク着用時も水分補給を細目に行います。

☆ゴミの廃棄に関しては、鼻水・唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、消毒すること。

(3) 手洗い・消毒について

☆こまめな手洗い・消毒液による手指消毒を行います。

☆消毒液等は各チームで必ず準備します。（ベンチ消毒用含む）

(4) 器具等の共用について

☆水筒・スクイズボトル・タオルを共用しない。

(5) 期間中の行動記録について

大会参加者は、控え場所での待機中もマスクの着用徹底・ソーシャルディスタンス確保の徹底等の感染対策を講じ、また、感染者発生発覚の際の濃厚接触特定のため、可能な限り行動記録を把握するよう努めます。会場入場後に発熱症状・体調不良者が出た場合は速やかに帰宅させ、大会本部に報告します。

4. 試合での感染防止対策について

- (1) 密接場面を避けるため、握手やハイタッチ、肩を組む等の身体接触は避けます。
- (2) 近距離での会話や大声での指示やアピールを慎みます。

5. 会場施設及び大会運営での感染防止対策について

(1) 会場あたりの参加チーム数について

会場を増やすことで1会場あたりの参加チーム数を原則として半分程度とします。

(2) 入場人数制限について

大会会場（体育館）に入場できる人数を下記の通り制限します。

☆ベンチ入り選手：18名以内（登録選手のみ）

☆ベンチ入りチーム関係者：5名以内（監督・Aコーチ・マネージャー・チーム責任者・トレーナー）

☆大会役員および審判員

(3) 更衣室の利用は試合前後のチーム単位での入替えて短時間とし、密を避けるよう心掛ける。

(4) 換気について

常時窓を開けて換気を行います。ただし、雨天時はハーフタイム及び試合間に行います。

(5) 観戦について

ベンチ裏などフロア内での観戦は出来ません。ギャラリーでの観戦はソーシャルディスタンスを心掛け、大きな声を出しての観戦はしないよう心掛けます。

(6) 試合間の入退場

試合終了時には選手は速やかに退場し、使用したチームスタッフでベンチの消毒を行う。

6. 審判員について

大会開催2週間前より「健康チェックシート（自己管理用）」にて体調管理・記録を行い、大会当日の会場入りに本部席へ「健康チェックシート（自己管理用）」提出します。（沖縄県バスケットボール協会発行）

7. 大会終了後について

- (1) 万が一感染が発生した場合に備え、各チームのチェックシートについては、連盟にて1か月間保管。
- (2) 大会終了後も、チームの選手・スタッフ及びチーム関係者の健康観察を継続し、チームの来場者及びその家族が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について連盟へ報告します。

8. 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本連盟が必要と判断した場合等、状況に応じて見直し改定を行うものとします。